一括有期事業総括表

〃　　　報告書

の書き方



★　「総括表」記入例



★　「報告書」記入例

**「建設の事業」にかかる事業の種類について**

**【例1】道路新設事業に伴う舗装工事**

　道路を新設あるいは既存の道路幅を拡張する工事は「道路の新設に関する事業…（3201）」となりますが。これに伴う舗装工事業は、同一契約内であれば「3201」に含め、別発注による契約であれば「ほ装工事業（3301）」になります。

**【例2】エレベーター付建築工事**

　立体駐車場など建屋の建築部分は「その他の建築事業（3506）」に分類されますが、自動車をオート格納するエレベーター、コンベア装置等は除外事業として「各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業（3601）」に分類して算定することとなります。

このため上記のような工事を受注した事業者は「3506」を主たる事業としつつ、契約書等をもとに「3601」を区別し二本立てで計算のうえ申告することとなります。

**【例3】古民家移築のための解体工事**

　移築等を目的に、工作物に使われる部材等を再利用するために分解する工事は「工作物の解体（3505）」に分類します。一方、原形をとどめないほど破壊し産業廃棄物として解体する場合は「工作物の解体事業（3716）」に分類します。

**【例4】外壁塗装工事等**

既設建築物であっても屋外における塗装工事を行う場合は、足場や脚立を設置したうえでの高所作業を伴うことから「その他の建築事業（3506）」に分類します。屋根の葺き替え工事なども同様に「3506」に分類します。

また既設建築物の主として建物内部における各種設備工事は「38」に分類されますが、建築物の新設に伴う場合はたとえ別発注であったとしても「35」に分類されますので注意が必要です。

**【例5】原子力発電所における定期点検工事**

　労働保険の適用上、原子炉本体や原子力発電所タービンは機械装置に位置付けられており、かかる本体、付属装置、付属品の取替・修繕は「各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業（3601）」に、建設業の様態がない（足場の有無等により判断）小規模の修理は「製造業（5601）」に、単なる保守点検は「9416」に分類します。

**【例6】清掃の事業**

　池に設置してある浄化槽の清掃や除草作業は、契約している工事の一環として行う作業であれば当該有期事業に含めますが、工事とは別の契約として清掃のみを行う作業であれば「清掃業（9101）」に分類します。

**【例7】造園の事業**

　土木工事により築山、人工池を造成していく工事は「造園の事業（3719）」、土木工事を伴わず建築の様態を伴って門、塀、柵を新設する工事は「その他の建築事業（3506）」に分類します。

このような工事様態を伴わず、刃物やチェーンソーのような手工具のみを用いての樹木の剪定やガーデニング等を行う場合は「土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業（9501）」に分類することとなります。「9501」のうち園芸サービス業は、その業態より暫定任意適用事業には該当せず一元適用事業として取り扱い、特掲事業にもあたりません。